平成27年(2015年)6月30日建設委員会資料都市基盤部都市計画担当

平和の森公園の再整備及び新体育館の建設について

平和の森公園は、昭和 60 年の開園以来、区内でも大規模な公園として、地域住民の憩いの場や、ジョギングなど区民の健康づくりの場としての利用のほか、大規模災害時には広域避難場所として活用されることになっており、地域住民の安心安全にも寄与してきた。現在、第二期整備事業が終了し、全体約 6.5ha のうちの約 5.5ha が開園し、残り約 1 ha が未開園のままとなっており、早期の全面開園が求められている。超高齢社会を迎え、区民の健康づくり・スポーツの活発化を進め、区民の健康寿命を延ばしていくことは、区が急いで取り組むべき重要な課題となっている。

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、区民の健康づくり・スポーツの取り組み意欲を向上させる大きなチャンスとして活用していくことから、以下の考え方によって平和の森公園の全面開園に向けた再整備を計画し、体育館等を新たに設置することにより、公園全体の機能の向上を図るものとする。

1. 平和の森公園のスポーツ機能の拡充について

平和の森公園は、体育館設置も可能である大規模な敷地と区内からのアクセスの良さを併せ持っており、園内には少年野球やサッカーができる少年スポーツ広場等が設置され、園路はウォーキング・ジョギングロードとして利用されるなど、現在でも屋外スポーツを行う場として活用されている。

体育館を整備し、屋内スポーツ機能を持つことによって、既存の屋外スポーツ 機能との相乗的な利用が期待でき、区民の多様なスポーツニーズに対し効果が高 い場所となる。

公園の全面開園に向け、公園全体計画のスポーツ機能を拡充し、新体育館の設置を含む平和の森公園の再整備を進めることとする。

2. 平和の森公園の再整備による効果について

公園全体を再整備することによって、平和の森公園のこれまでの機能を向上させていく。広域避難場所である平和の森公園の防災機能については、新体育館を設置することによって機能向上を図ることができ、また、区民の憩いの場、子どもたちの自由な遊び場としての機能、区民が平和の大切さ、尊さを身近に感じることができる啓発機能などについても、さらに区民に活用されるように再整備を進める。

3. 整備に関する基本方針

東側約1haの未開園部分を含め、公園全体の機能を一層充実させるために、以下の方針のもとに公園全体について再整備を進めることとする。

(1) スポーツ振興の中心的な場所

区民の多様なスポーツニーズに応えて、全区的なスポーツ大会が行える規模の体育館とアウトドアスポーツ機能を併設し、気軽に体を動かすことからアスリートの育成までの活動が実施可能なスポーツ振興の中心的な場所とする。

(2) 災害時、地域の安全に有効に機能する場所

広域避難場所としての機能に加え、新しく設置する体育館の大規模空間を生かし、 帰宅困難者の一次滞在場所や、大規模災害時の物資の荷捌き場、各種支援団体の活動場所として活用し、地域防災の機能を向上させる。

(3) 地域住民が憩える場所

子どもたちが集い、地域住民が憩える快適な公園としての機能を向上させる。

(4) 段階的な整備

新体育館の整備を進めるとともに、下水道施設の未着手部分の工事の進捗を見据えて、屋外スポーツ機能の整備、未開園部分の修景整備を段階的に実施する。

4. 整備の基本内容

(1) 新体育館

全区的なスポーツ大会を行える体育館として、既存の中野体育館の規模、機能を基本とする。主競技場(メインアリーナ)においては、多様な競技が実施可能な広さを備えたものとし、延床面積は10,000 ㎡弱程度とする。

(2) 屋外スポーツ機能

現在も行われている、少年野球やジョギングなどの屋外スポーツが行え、新体育館との相乗的な機能連携によって、より幅広い活動が展開できるものとする。 また、大人の軟式野球が行える多目的グランド、陸上競技トラック、ウォーキング・ジョギングロードの整備を検討する。

(3) 防災機能

大規模災害時においては、体育館を活用し、沼袋駅、新井薬師前駅の帰宅困難者の一時滞在機能をもたせる。また、体育館を含む公園全体として救援物資の保管、警察・消防の応援隊、自衛隊などの拠点、各種支援団体及び災害ボランティア等が滞在し各種活動を行う拠点として活用できるものとし、公園の防災機能を向上させる。

(4) 憩いの公園機能

子ども達が自由に遊べ、地域住民が親しめる快適な公園として、草地広場の他、 既存の児童コーナーや、親水機能等の向上を検討する

(5) 平和啓発機能

平和の森の名称にもあるように、区民が平和の大切さ、尊さを身近に感じることができる啓発機能を備えたものとする。

5. 平和の森公園整備構想、整備基本計画の策定

具体的な公園内における施設配置、公園全体の再整備内容について技術的な検討を進め、整備構想、整備基本計画を策定する。なお、策定にあたっては支援業務を委託する。

6. その他

- (1) 公園内の都有地部分については、地下に東京都下水道局の施設が設置されており、上部の荷重制限があることから、基本的に恒久的な建築物を設置することは困難であり、広場、グラウンド等の利用となる。
- (2) 東京都下水道局に対しては、下水道施設工事未着手部分についての早期施工を 求めていく。また、下水道処理施設上部の活用検討を行う場合、必要に応じて 都に対し活用可能性の調査を依頼する。

7. 現時点で想定されるスケジュール

平成27(2015)年度 平和の森公園整備構想、整備基本計画

平成28(2016)年度 基本設計、実施設計

少年スポーツ広場使用中止、埋蔵文化財調査

平成29(2017)年度 工事着手

平成31(2019)年度 工事竣工、開設